

## 豊橋市告示第 205 号

下記に記載された者にかかる送達すべき書類は、住所、居所が不明であり送達不能につき、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び豊橋市市税条例（昭和 25 年条例第 25 号）第 19 条の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 30 日

豊橋市長 長 坂 尚 登

### 記

令和 8 年度課税 令和 8 年度相当 地方税法第 443 条に規定する税目

|           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 送達すべき書類   | 地方税法第 451 条に規定する書類    |
| 送達を受けるべき者 | 1 SUGAKI ALLAN KENITI |
|           | 2 内川 智章               |

送達すべき書類の発布日 令和 8 年 4 月 24 日

送達すべき書類の納期限 令和 8 年 6 月 30 日

この告示による納期限 令和 8 年 8 月 31 日

- ・書類は豊橋市財務部資産税課で保管しており、申し出により送達を受けるべき者にいつでも交付する。
- ・公示をした日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったとみなす。